

新たなごみ処理施設等整備構想策定支援業務
発注仕様書

令和4年度

埼玉中部環境保全組合

1 総 則

- (1) 本業務は、埼玉中部環境保全組合（以下「甲」という。）で策定する「新たなごみ処理施設等整備構想（以下「整備構想」という。）」及び関連する会議等の運営に係る一切の支援業務である。
- (2) この仕様書は、甲が計画している（1）に記述した整備構想の策定等に適用する。また、この仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のため必要と認められる業務については、この仕様書の適用範囲として、受託者（以下「乙」という。）において実施するものとする。

2 経過及び目的

甲は、鴻巣市、北本市、吉見町を構成市町として、当該団体の一般廃棄物の中間処理等を行っている一部事務組合である。甲が所有するごみ焼却施設等は供用開始から39年が経過しており、老朽化による処理能力の低下や維持管理コストの増加が生じていることから、厳しい財政事情を踏まえた効率的なシステムの構築を念頭に、循環型社会の形成及び二酸化炭素排出抑制の推進に寄与する全面的な施設の更新が急務となっている。

このような中、令和3年9月16日に、構成市町は「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」を締結した。これを受け、甲は令和4年度から新たなごみ処理施設等の建設に係る事務に着手することになり、整備構想の策定はそのスタート段階の極めて重要な事務の1つである。

また、これらに盛り込む主要事項については、管理者からの諮問に応じ、新たなごみ処理施設等建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、調査研究及び検討を行い、答申する手続きを予定している。

本業務は、乙が具備する専門的な知識及び人材を活用し、時代のニーズに対応したよりよい整備構想の案をまとめるほか、建設的で効率のよい検討委員会の運営等を支援することを目的とするものである。

3 業務名

新たなごみ処理施設等整備構想策定支援業務

4 業務委託の期間

契約日から令和5年3月31日まで

※業務委託の期間については、検討委員会での協議スケジュール（協議の状況）如何で、令和5年度へ延伸となる場合があることに留意すること。

5 業務内容

主な業務内容は、「1 1. 1 整備構想策定支援業務」「1 1. 2 検討委員会等への対応」「1 1. 3 その他の支援」のとおりとする。

6 資料の貸与

本業務の実施にあたり、必要な資料の収集、調査等は原則として乙が行うが、甲が保有する資料については貸与するものとする。乙は貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後速やかに返却するものとする。

7 秘密保持

乙は業務上知り得た個人情報や秘密事項を漏洩してはならない。また、個人情報の管理については、流出等の事故がないように細心の注意を払うこと。業務終了後も同様とする。

8 会議録の作成

乙は甲の指示により、主要な会議及び打合せの会議録を作成し、甲に提出するものとする。なお、会議録の記録方法については、甲から指定がある場合を除き、要点筆記とする。

9 提出する書類

乙は本業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。また、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、甲の承認を受けるものとする。

(1) 着手時

- ①着手届
- ②管理技術者届・担当技術者届
- ③業務工程表・工程に合わせた業務実施体制表
- ④業務計画書

※業務計画書は本業務の具体的な進め方を示すものであり、甲乙の打合せを経て作成するものとする。

(2) 完了時

- ①納品書
- ②成果品一式
- ③業務完了通知書
- ④請求書

10 成果品

(1) 成果品と提出部数

①整備構想	各150部
②①の概要版	各200部
③整備構想策定過程において作成及び収集した資料	2部
④検討委員会等に係る資料及び会議録	2部
⑤事務打合せ等へ提出した資料及び会議録	2部
⑥上記①～⑤の電子データ（データ化可能なもの）	2セット

①はくるみ製本とし、③④⑤はファイル綴じとする。

(2) 著作権等の帰属

委託期間中に提出された資料及び成果品の所有権、著作権、利用権は甲に帰属するものとする。

11. 1 整備構想策定支援業務

整備構想は、建設予定地を定め、持続可能な循環型社会の実現に向け、最新技術の動向や安定性、環境負荷等を踏まえた効率的な処理方法を検討するとともに、施設建設に先立ち実施予定の施設整備基本計画等の策定や環境影響評価の実施に必要な諸事項の基礎とするものである。

整備構想の構成及び記述する主要事項を以下に示すが、あくまで参考であり、必要に応じて、乙において提案するものとする。

①ごみ処理の現状

ごみ処理体制の現状（総排出量の推移、収集運搬の状況）、中間処理施設の概要及び課題などの整理、広域集約化の検討

②基本方針

施設整備の必要性、施設整備の基本理念、施設の整備方針、建設予定地をはじめ具体的方策などの整理

③ごみ処理技術及びごみ処理システムの選定

ごみ処理方式決定までの作業、ごみ処理技術及びごみ処理システム選定の方法、ごみ処理技術及びごみ処理システムの評価、ごみ処理システムの選定などを検討

- ④本体施設（ごみ処理施設）整備構想
処理対象ごみ、施設整備規模、環境保全対策、熱利用計画、二酸化炭素排出抑制対策などを検討
- ⑤周辺施設
周辺整備の事例調査、周辺施設の概要などを検討
- ⑥施設の配置計画例
建設する建物、建設用地、概略配置計画例などを検討
- ⑦施設整備の事業方式
施設の整備及び運営に係る事業手法の整理
- ⑧概算事業費
熱回収施設、粗大ごみ処理施設、周辺施設のほか、ストックヤードや進入路などの主要施設の概算事業費の算出
- ⑨施設整備スケジュール
施設の供用開始までに必要な主な事業の概要説明、及び当該事業に係る工程表の作成

1 1. 2 検討委員会等への対応

(1) 検討委員会等の運営支援

- ①検討委員会等の運営方針案については甲乙で協議し定めるものとする。
また、当該協議を踏まえ、必要な資料を作成するとともに、適宜、会議に出席し、説明等を行うものとする。（4回程度を予定）
- ②検討委員会の構成委員である識見者の招聘を支援するものとする。
- ③検討委員会等の議事録を作成する。なお、作成にあたっては、議事を録音し議事録（原則要点筆記）を作成する。また、その音源については議事録と合わせて甲に提出するものとする。

1 1. 3 その他の支援

(1) パブリックコメントの実施支援

甲は、整備構想に係るパブリックコメントを実施する。

- ①パブリックコメントに必要な資料を作成するものとする。
- ②パブリックコメントに寄せられた意見等をまとめ、整備構想の策定に活用するものとする。

1 2 その他

(1) 留意事項

- ①乙は本業務の遂行に当たり、適宜、甲の担当者と打ち合わせのうえ、業務の目的を達成しなければならない。
- ②本仕様書内容及び本仕様書に明示のないものについて疑義のあるときは速やかに甲乙で協議するものとする。
- ③業務遂行に当たり、甲の指示により又は乙からの要請があった場合は、適宜打合せを行い、円滑に業務を遂行するものとする。
- ④業務遂行にあたり、関係する法令および通知、諸基準等を遵守しなければならない。

以上